

業務連絡

2024年11月12日 No. 2
JR東海労新幹線関西地本
業務部

2024年10月15日、支社会議室において「申」第3号について、組合側幹事と会社側幹事による団体交渉開催に向けた事前の打ち合わせを行いました。会社は、団体交渉を拒否しました。以下は協議の主なやり取りです。

「申」第3号「一方的な組合掲示板撤去通告」に関する申し入れ(2024年8月28日)

1. 会社は、どこに組合員が一人になったら掲示板を撤去できるという根拠があるのか明らかにすること。

【会社回答】

本社本部間の協約締結交渉など、これまで様々な場面において説明している通りであるが、掲示板の機能・目的に照らして、設置個所の組合員が1名となれば撤去することとしている。

2. 会社は、労働協約のどこに、組合員が一人になったら掲示板を撤去できると謳われているのか明らかにすること。

【会社回答】

本社本部間の協約締結交渉など、これまで様々な場面において説明している通りであるが、掲示板の機能・目的に照らして、設置個所の組合員が1名となれば撤去することとしている。

3. 大阪第一運輸所のJR東海労組合員が一人であるという根拠を明らかにすること。

【会社回答】

会社として適切に確認したものである。

4. 組合掲示板・組合掲示物は、組合活動に不可欠で、情報宣伝活動に重要な手段である。会社の一方的な通告で組合掲示板を撤去することは、施設管理権の濫用で、不法行為及び、不当労働行為である。会社の見解を明らかにすること。

【会社回答】

本社本部間の協約締結交渉など、これまで様々な場面において説明している通りであるが、掲示板の機能・目的に照らして、設置個所の組合員が1名となれば撤去することとしている。

以上

《 議論内容 》

組合：組合掲示板の目的は、東海労組合員以外の組合にも情報を知らすためには必要である。

会社：否定はしないが、組合員相互のコミュニケーションのところであり、1名であればコミュニケーションは取れない。

組合：同じ組合ではなく、違う組合ともコミュニケーションは図れる。

会社：従来からの主張をしているのはわかる。

組合：労働協約のどこに「組合員が一人になれば、組合掲示板を外す」と書いてあるのか。

会社：労働協約には書いてない。

組合：会社が勝手に主張しているだけである。

会社：主張しているのはわかるが、便宜供与の申請があって会社が許可をしている。これまでの本社の回答と同じである。

組合：労働協約にも載っていない、一方的な組合掲示板の撤回は明らかに不当労働行為である。まだ、組合員は他にもいる。

会社：今回、第一運輸所に関しては一人になったので。

組合：大阪運輸所分会として、他にもいるではないか。

会社：箇所での組合員は一人になった。

組合：なぜ、箇所での組合員は一人になったとわかるのか。他にもいる。組合所属は会社はわからないのではないか。

会社：組合費の控除でわかる。

組合：24の引き去りでわかるというが、引き去りをしてない組合員もいる。

会社：逆に会社は24で把握しているので、貴側が他にも組合員がいると示していただければ、変わるかもしれない。現段階では、会社として確認のしようがない。

組合：労働協約にも載っていない、一方的な組合掲示板の撤回に抗議する。

以上